

「高効率レーザープロセッシング推進」コンソーシアム
レーザー加工プラットフォーム規則

2024年4月30日制定

(適用範囲)

第1条 この規則は、「高効率レーザープロセッシング推進」コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）が提供するレーザー加工プラットフォーム(以下「PF」という。)に関して、本コンソーシアムの規約第14条の規定に基づき、その構成、運営、利用等に関し必要な事項を定める（以下、この規則を「PF規則」という。）。

(目的)

第2条 PFは、以下を目的として設置する。

- (1) 本コンソーシアム会員（以下「会員」という。）の相互の連携を促進することで、協調領域の拡大を図り、産学官の協創基盤構築を推進する。
- (2) 会員が保有する加工装置、計測器、光源等の施設を前号の目的のためにPFに提供し、これら提供される施設の有用性を実証することによる成果の展開など、レーザー加工技術の発展に寄与する活動を行う。
- (3) PFの利用活用及び取得されるデータの最大利活用を推進することにより、オープンイノベーションを推進する拠点を活用することによる成果の普及、波及効果の最大化、及び会員の事業化の促進支援の場の提供を図る。

(PFの構成)

第3条 PFは、会員が保有する施設により構成され、会員がPFの利用手続きによりワンストップで利用できる体制（いわゆる、プラットフォーム・オブ・プラットフォームズ）として整備する（本コンソーシアムは、原則として提供する施設を直接は保有しない）。

- 2 PFへ施設を提供しようとする会員は、加工プラットフォーム利用活用ワーキンググループ（WG2）に参画し、WG2設備提供規則に従って、自己が保有する施設のPFへの提供を申請する。施設の内容や条件等を変更する場合や登録を取り下げる場合も、同様にWG2設備提供規則に従って届け出るものとする。
- 3 本コンソーシアムの幹事会（以下「幹事会」という。）は、PFへの提供を申請された施設について、施設の内容、利用条件、利用料金、その他について審議する。幹事会がPFへの提供を承認した施設は、PFが提供する施設として「PF登録施設一覧表」に登録し、東京大学の承認をもって効力を発する。幹事会は、変更の届出があった場合は、同様に変更後の内容について審議を行う。また、取り下げの届出があった場合は、WG2設備提供規則に従って「PF登録施設一覧表」より削除する。施設の登録の取消については、WG2設備提供規則に従っ

て幹事会が判断する。

(PFの運用体制)

第4条 PFは本コンソーシアムの事務局（以下「事務局」という。）が管理し、運用する。

- 2 事務局にPFのコーディネーターを置く。
- 3 コーディネーターは、本コンソーシアムの代表（以下「代表」という。）が指名し、幹事会の承認により任命される。
- 4 PF規則に基づく事務局による判断は、コーディネーターが行う。ただし、コーディネーターは、幹事会によりあらかじめ定められた事項や、コーディネーターが重要と判断した事項については、幹事会に判断を求めるものとする。

(事務局の業務)

第5条 事務局は、PFの管理・運用に関して、以下の業務を行う。

- (1) PF登録施設一覧表の原案・改定案の作成および管理
 - (2) PFの管理・運用に必要な資料の作成、関係者への事務連絡等
 - (3) PFの運用を適切に行うための、調整業務を含む各種業務
- 2 事務局は、前項に定める業務の一部を、適切な契約のもと外部の法人や個人に業務委託することができる。

(施設の範囲)

第6条 PFが提供する施設の範囲は、事務局が管理する「PF登録施設一覧表」に定める設備・装置及び機器等(以下「登録施設」という。)とする。

(利用者の範囲)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 会員
 - (2) 幹事会が特に利用を認めた者
- 2 PFの利用申請や利用時の立ち合いを行う個人は、会員の登録者であるものとする。

(利用用途の範囲)

第8条 利用者は、次の各号に挙げる要件をすべて満たす場合に登録施設を利用することができる。

- (1) 利用が、第2条に定める目的に沿ったものであること。
 - (2) 利用が、登録施設の提供者(以下「施設提供者」という。)の研究、業務、整備等の遂行上の妨げとなるおそれがないこと。
- 2 ただし、代表が特に認めた場合はこの限りではない。

(営利を目的とする利用)

第9条 登録施設の利用を直接の営利の目的とする利用は認めない。

- 2 登録施設を利用した結果発生する物やデータ（利用料金に含まれる消耗品や持ち込み物の処理や加工の結果得られる物品、計測装置の計測データ等。以下、「結果物等」という。）を利用者が営利を目的として利用することは、PF規則として一律には制限しないが、登録施設ごとに定める条件に従うこと。

(利用及び結果物等に対する無保証)

第10条 本コンソーシアム及び施設提供者は、登録施設の利用によって結果物等が得られることを保証しない。

- 2 本コンソーシアム及び施設提供者は、登録施設の利用で得られた結果物等が、利用者の目的に適合するか否かの判断は行なわず、また適合する事を保証しない。
- 3 前各項に関して、登録施設が所定の動作を正常に行った場合は、利用は正常に実施できたものとし、利用料金を請求するものとする。
- 4 登録施設を利用し、あるいは利用できなかったことを含むあらゆる不具合について、本コンソーシアム及び施設提供者は、理由のいかんに関わらず、当該利用に係る利用料金の請求を行わないこと以外には、何ら責任を負わないものとする。
- 5 第1項から第4項の規定は、別途の保証を行う契約をPF規則の枠外で交わすこと妨げない。

(施設の利用)

第11条 登録施設を利用する利用者は、PF規則、登録施設一覧表に記載された事項及び登録施設ごとに定める利用条件に従うものとする。

(利用申請手続き)

第12条 利用者は登録施設を利用する場合は、所定の利用申請書を事務局に提出しなければならない。

- 2 利用申請手続きは登録施設を利用する都度行うものとする。
- 3 利用の可否は、PF規則に定める諸条件、当該施設の稼働状況なども考慮の上、事務局及び当該施設の施設提供者が適切に判断するものとする。

(利用変更の届出)

第13条 前条の規定により利用を許可された利用者は、利用申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更事項を事務局に届け出なければならない。

(利用許可の取り消し)

第14条 幹事会は、次の各号に該当する場合は利用者の利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用申請書に記載された事項が事実と反する場合
- (2) 利用者が、第7条の身分等を喪失した場合
- (3) 利用者が、第8条に規定する利用用途以外の利用をした、又はしようとした場合
- (4) 利用者が、第15条に規定する利用料金を支払わないと考える根拠がある場合
- (5) 利用者が、第20条に規定する責務を果たさないと認められる場合

(利用料)

第15条 利用者は、登録施設ごとに定める利用料金を支払わなければならない。ただし幹事会が特に認めた場合はこの限りではない。

- 2 利用者への利用料金の請求は原則として申請ごとに行う。
- 3 支払期限までに料金が支払われない場合は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条に定める率により計算した金額を遅延損害金として請求する。

(利用料の払い戻し)

第16条 納付された利用料金は、その理由のいかんを問わず一切返還されないものとする。

(秘密情報の取り扱い)

第17条 PFの利用や運用において秘密情報を開示する必要がある場合、その取り扱いについては施設提供者と利用者と事務局との間の協議によって定め、別途の定めがない場合は本コンソーシアムの秘密保持規則によるものとする。

(知的財産権の取り扱い)

第18条 PFの利用や運用により得られた知的財産権の取り扱いについては、本コンソーシアムの秘密保持規則に関わらず登録施設ごとに施設提供者が定める条件に従うものとし、別途の定めがない場合には本コンソーシアムの秘密保持規則に従うものとする。

(データの取り扱い)

第19条 PFの施設の利用に伴い発生したデータ(結果物等として得られたデータを含む)の扱いは、第2条に掲げたデータの最大利活用の推進に十分に配慮し、当該登録施設の施設提供者と利用者と事務局との間の協議によって定めるものとする。

(利用者の責務)

第20条 利用者は施設提供者の定める利用条件、利用にあたっての現地での指示等に従い、施設提供者の施設運用、管理、業務遂行等の支障につながる行為等を行ってはならない。

- 2 利用者は、登録施設の利用に付随して発生する情報等を第17条、第18条、第19条に従い適切に管理するものとする。
- 3 利用者は登録施設の利用結果について事務局に適切に報告するものとする。
- 4 利用者は善意に基づいて登録施設の有効な利用に努めるものとする。

(弁償義務)

第21条 本コンソーシアム規約第24条にかかわらず、利用者が故意又は過失により登録施設等に破損又は汚損などの損害を与えた場合は、利用者が弁償し速やかに原状に復さなければならない。施設提供者が原状に復したときには、その費用を弁償しなければならない。なお、利用者と施設提供者の間で別段の取り決めがある場合はこの限りではない。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、PFの利用に関して必要な事項は別に定める。

(その他)

第23条 本規則に定めがない事項、施行にあたり疑義が生じた事項、その他協議の必要な事項については、誠意ある協議をするものとする。

附則

- 1 (免責) PFの利用および運用においても、本コンソーシアム規約第24条が適用されることを確認する。ただし、別段の定めがある場合は、当該規則を優先し、これに従うものとする。
- 2 PFとWG2との関係については今後一層の整理を行う。
- 3 この規則は、2024年4月30日から施行し、2024年4月1日より適用する。